

2020年6月29日

ライフセービングスポーツ本部管理の規程改正について  
～主な修正点～

【今回改正するライフセービングスポーツにおける5規程】

- 1) 基本規程 第5章競技
- 2) 認定競技会規程
- 3) 認定審判員規程及び規程細則
- 4) 競技用キャップに関する規程（新規）

1) 基本規程 第5章競技

- ① 認定競技会の審査及び承認の担当者（部署）を定めた。
- ② 認定競技会申請及び募集時に用いる競技会要項の項目を追記した。
- ③ 認定競技会の開催承認の条件に、認定競技会申請時の要項等を用いて募集をする旨を追記した。
- ④ 認定競技会実施後の報告に、開催申請書通りに実施出来なかった場合の旨を追記した。
- ⑤ 認定競技会の主催・共催・後援の審査及び承認の担当者（部署）を定めた。
- ⑥ その他、一部の文言の修正及び追記。

改正前	改正後
〔目的〕第1条 日本国内において開催される <u>国内大会</u> 、国内競技会及び国際大会（以下、「各種競技会」という）の組織並びに運営に関しては、本章の定めるところによる。	〔目的〕第1条 日本国内において開催される国内競技会及び国際 <u>競技会</u> （以下、「各種競技会」という）の組織並びに運営に関しては、本章の定めるところによる。
〔競技会の主催〕第3条 本協会は、次の競技会を主催する。 （中略） (8) 全日本ジュニアライフセービング <u>競技会</u> (9) 全日本ジュニアライフセービング・プール <u>競技会</u>	〔競技会の主催〕第3条 本協会は、次の競技会を主催する。 （中略） (8) 全日本ジュニアライフセービング <u>選手権大会</u> (9) 全日本ジュニアライフセービング・プール <u>選手権大会</u>
〔認定の申請〕第8条 地方ブロックライフセービング協会及び都道府県ライフセービング協会が、…（中略）…書類を添付した開催申請書を提出し、その承認を受けなければならない。	〔認定の申請〕第8条 地方ブロックライフセービング協会及び都道府県ライフセービング協会が、…（中略）…書類を添付した開催申請書を提出し、その承認を受けなければならない。 <u>提出された申請書をもってライフセービングスポーツ本部が審査及び承認をする。</u>

改正前	改正後
<p>(第 8 条続き)</p> <p>(1) 競技会開催の趣旨</p> <p>(2) 次の諸項目を含む<u>競技会要項</u></p> <p>①名称</p> <p>②主催者とその住所地</p> <p>③主管者とその住所地</p> <p>④会期及び会場</p> <p>⑤参加範囲</p> <p>⑥参加資格</p> <p>⑦実施する種目</p> <p>⑧表彰方法</p> <p>⑨参加料</p> <p>⑩その他</p> <p>(後略)</p>	<p>(第 8 条続き)</p> <p>(1) 競技会開催の趣旨</p> <p>(2) 次の諸項目を含む<u>大会要項</u></p> <p>①名称</p> <p>②<u>認定競技会の区分 (A 種又は B 種認定競技会)</u></p> <p>③主催者とその住所地</p> <p>④主管者とその住所地</p> <p>⑤会期及び会場</p> <p>⑥参加範囲</p> <p>⑦参加資格</p> <p>⑧実施する種目</p> <p>⑨表彰方法</p> <p>⑩参加料</p> <p>⑪<u>その他 (当該競技会に適用する規則、特別種目、等)</u></p> <p>(後略)</p>
<p>〔開催承認の条件〕第 9 条</p> <p>前条による競技会開催の承認に際して、本協会が示す条件は、次の事項である。ただし、本協会の理事会が特に承認した場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 競技は本協会の競技規則により行うこと</p> <p>(2) 参加選手は本協会の諸規程を遵守すること</p> <p>(3) 参加選手の傷害について考慮してあること</p> <p>(4) 本協会が定める競技会開催並びに運営に関する諸規程に従うこと</p> <p>(5) 大会会場内及びその周辺に発生した、参加チーム又はその所属員に関する処分事項に関しては、主催者が設置した規律委員会が決定すること</p> <p>(6) その他本協会が必要と認めた指示に従うこと</p>	<p>〔開催承認の条件〕第 9 条</p> <p>前条による競技会開催の承認に際して、本協会が示す条件は、次の事項である。ただし、本協会の理事会が特に承認した場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 競技は本協会の競技規則により行うこと</p> <p>(2) <u>当該競技会的主催者は、本節第 8 条 1 項(1)、(2)及び(3)を明記した競技会要項等を使って、開催申請書の通り募集、告知及び実施をすること。本節第 8 条 3 項による変更等を行った場合や、公開すべき情報を後から追加する場合は、その都度最新の情報を広く開示すること</u></p> <p>(3) 参加選手は本協会の諸規程を遵守すること</p> <p>(4) 参加選手の傷害について考慮してあること</p> <p>(5) 本協会が定める<u>認定競技会規程のほか、</u>競技会開催並びに運営に関する諸規程に従うこと</p> <p>(6) 競技会会場内及びその周辺に発生した、参加チーム又はその所属員に関する処分事項に関しては、主催者が設置した規律委員会が決定すること</p> <p>(7) その他本協会が必要と認めた指示に従うこと</p>

改正前	改正後
<p>〔報告義務〕第10条 主催者及び主管協会は、競技会終了後1か月以内に、それぞれ次の事項を本協会に対して報告しなければならない。</p> <p>(1) 競技会の概況 (2) 公式記録となる競技記録 (3) 収支決算書</p>	<p>〔報告〕第10条 主催者及び主管協会は、競技会終了後1か月以内に、それぞれ次の事項を本協会に対して報告しなければならない。</p> <p>(1) 競技会の概況 <u>天候不順などの理由により、開催申請書通りの実施が出来なかった場合は、その旨を併せて報告すること。</u> (2) 公式記録となる競技記録 (3) 収支決算書</p>
<p>〔主催・共同主催・後援〕第11条 地方ブロックライフセービング協会及び都道府県ライフセービング協会は、…(中略)…書類を添付して申請し、承認を得なければならない。</p> <p>2 地方ブロックライフセービング協会及び都道府県ライフセービング協会は、…(中略)…書類を添付して申請し、承認を得なければならない。</p> <p>(後略)</p>	<p>〔主催・共同主催・後援〕第11条 地方ブロックライフセービング協会及び都道府県ライフセービング協会は、…(中略)…書類を添付して申請し、承認を得なければならない。<u>提出された書類をもって理事会が審査及び承認をする。</u></p> <p>2 地方ブロックライフセービング協会及び都道府県ライフセービング協会は、…(中略)…書類を添付して申請し、承認を得なければならない。<u>提出された書類をもって理事会が審査及び承認をする。</u></p> <p>(後略)</p>
<p>第3節 <u>国際大会</u></p>	<p>第3節 <u>国際競技会</u></p>
<p>〔総則〕第12条 国際大会の組織及び運営に関する事項は、本節の定めるところによる。ただし、本節に定めのない事項については、理事会において別に定めるものとする。</p>	<p>〔総則〕第12条 国際競技会の組織及び運営に関する事項は、本節の定めるところによる。ただし、本節に定めのない事項については、理事会において別に定めるものとする。</p>
<p>〔本協会の専属権限〕第13条 本協会は ILS が認めるわが国唯一の代表機関であり、ILS 加盟国との国際大会に関する折衝は、すべて本協会が行うことを原則とする。ただし、本協会が特に許可した場合は、加盟団体がこれを行うことができる。</p>	<p>〔本協会の専属権限〕第13条 本協会は ILS が認めるわが国唯一の代表機関であり、ILS 加盟国との国際競技会に関する折衝は、すべて本協会が行うことを原則とする。ただし、本協会が特に許可した場合は、加盟団体がこれを行うことができる。</p>
<p>〔国際大会の開催の制限〕第14条 国際大会は、原則としてすべて本協会が主催する。本協会以外の者は、事前に本協会の承認を得なければ、外国からチームを招聘して大会を組織し、又は主催することはできない。</p>	<p>〔国際競技会の開催の制限〕第14条 国際競技会は、原則としてすべて本協会が主催する。本協会以外の者は、事前に本協会の承認を得なければ、外国からチームを招聘して競技会を組織し、又は主催することはできない。</p>

2) 認定競技会規程

- ① 第6条として、認定競技会で適用する競技規則の詳細について定めた。  
ポイントは、「認定競技会の申請後に新しい競技規則が発行された場合の運用」について。
- ② 第6条挿入により、既存の第6条以降を第7条、第8条、と以後同様に変更した（対比表は割愛する）。
- ③ その他、一部の文言の修正及び追記。

改正前	改正後
<p>(承認の条件) 第5条 (中略)</p> <p>2 プール競技のA種認定競技会を行う場合は、ライフセービング競技規則で定めるプール施設規格に<u>準じ</u>、かつ認定審判員のうちタイムキーパーについては、別表認定審判員配置の役職及び推奨人数で定める人数を配置すること。</p>	<p>(承認の条件) 第5条 (中略)</p> <p>2 プール競技のA種認定競技会を行う場合は、<u>本協会が発行するライフセービング競技規則(以下「<u>競技規則</u>」<u>という</u>)</u>で定めるプール施設規格に<u>合致し</u>、かつ認定審判員のうちタイムキーパーについては、別表認定審判員配置の役職及び推奨人数で定める人数を配置すること。</p>
<p>*新設*</p>	<p><u>(適用する競技規則) 第6条</u> <u>認定競技会は、原則として最新の競技規則を適用しなければならない。</u></p> <p><u>2 認定競技会の申請を行った日(申請日)よりも後に新たな競技規則が発行された場合は、次の通りとする。</u></p> <p><u>(1) 新たな競技規則の発行日から当該競技会の開催日までの間が3ヶ月以内の場合、認定競技会の申請日の段階で最新であった競技規則を用いることができる。</u> <u>この場合であっても、A種認定競技会にてプール競技における日本記録を更新した場合は、認定の対象となる。</u></p> <p><u>(2) 新たな競技規則の発行日から当該競技会の開催日までの間が3ヶ月以後の場合、原則として新たな競技規則を適用する。</u></p> <p><u>3 競技規則には、以下を含む。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ライフセービング競技規則</u></li> <li><u>・短水路プール競技</u></li> <li><u>・ジュニア/ユース競技規則</u></li> </ul>
<p>第6条 (中略)</p> <p>2 期日までに報告が無ければ、当該競技会での日本記録、認定審判員参加履歴を<u>取り消す</u>ことがある。</p>	<p><u>(開催後の報告) 第7条</u> (中略)</p> <p>2 期日までに報告が無ければ、当該競技会での日本記録、認定審判員参加履歴を<u>認定できない</u>ことがある。</p>

改正前	改正後
<p>(日本記録の認定) 第 <u>7</u> 条</p> <p>認定競技会において、プール競技における日本記録を<u>突破</u>した場合の扱いについては、次の通りとする。</p> <p>(1) A 種認定競技会</p> <p>認められる。但し、<u>本協会競技規則第 2 章 2.5.2. 日本記録</u>に則り、主催者より本協会<u>競技運営・審判委員会</u>へ申請をすること。</p> <p>(後略)</p>	<p>(日本記録の認定) 第 <u>8</u> 条</p> <p>認定競技会において、プール競技における日本記録を<u>更新</u>した場合の扱いについては、次の通りとする。</p> <p>(1) A 種認定競技会</p> <p>認められる。但し、<u>日本記録の認定を受けるためには、競技規則に則り、主催者より本協会へ申請をすること。</u></p> <p>(後略)</p>
<p>(実施競技種目) 第 <u>13</u> 条</p> <p>認定競技会における実施競技種目は、<u>本協会競技規則</u>に掲載される競技種目を一定の割合以上実施しなければならない。その割合は次の通りとする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>2 本協会競技規則とは、次のことを指す。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ライフセービング競技規則</u></li> <li>・ <u>ジュニア大会用オーシャン競技規則</u></li> <li>・ <u>短水路プール競技規則</u></li> </ul>	<p>(実施競技種目) 第 <u>14</u> 条</p> <p>認定競技会における実施競技種目は、<u>競技規則</u>に掲載される競技種目を一定の割合以上実施しなければならない。その割合は次の通りとする。</p> <p>(中略)</p> <p><u>* 削除 *</u></p> <p><u>新設第 6 条の 3 項へ、文言を修正し、移動</u></p>

3) 認定審判員規程及び規程細則

- ① 規程：審判員の活動の一つとして、「C級認定審判員養成講習会並びに審判員研修会に指導員として参加すること」を追記した（JLA アカデミー指導員と同じく、審判員の指導員として活動するためには、該当する資格登録費を納めること）。
- ② 規程細則：C級審判員養成講習会の検定試験における、問題数と合格基準の表現を修正した。
- ③ その他、一部の文言の修正及び追記。

認定審判員規程

改正前	改正後
<p>(登録費) 第7条 (中略)</p> <p>2 登録費は、認定審判員資格取得後の翌年度から、審判員として活動する当該年度毎に納めるものとする。「審判員として活動する」とは、本協会が主催または認定する競技会に競技役員として参加すること、及び本協会競技運営・審判委員会が開催する審判員研修会に参加すること、を指す。</p>	<p>(登録費) 第7条 (中略)</p> <p>2 登録費は、認定審判員資格取得後の翌年度から、審判員として活動する当該年度毎に納めるものとする。「審判員として活動する」とは、<u>以下のことを指す。</u></p> <p><u>(1) 本協会が主催または認定する競技会に競技役員として参加すること。</u></p> <p><u>(2) 本協会競技運営・審判委員会が開催する審判員研修会に参加すること。</u></p> <p><u>(3) C級認定審判員養成講習会並びに審判員研修会に指導員として参加すること。</u></p>

認定審判員規程細則

改正前	改正後
<p>(検定試験) 第6条</p> <p>C級認定審判員養成講習会の検定試験は筆記試験とし、<u>選択式または記述式で30問</u>とする。</p> <p>2 検定試験において<u>30問中24問以上</u>正解した者を合格者とする。</p> <p>(後略)</p>	<p>(検定試験) 第6条</p> <p>C級認定審判員養成講習会の検定試験は筆記試験とし、<u>選択式又は記述式</u>とする。</p> <p>2 検定試験において<u>全体の8割以上</u>正解した者を合格とする。</p> <p>(後略)</p>



#### 4) 競技用キャップに関する規程（新規）

- ① 競技におけるキャップの登録に関する規程は、NPO 法人時代の「キャップ登録に関する規程」で止まっており、その内容も大幅に見直しが必要であったことから、公益財団法人名義として新しく規程を作成した。
- ② 「競技用キャップに関する規程」は、以下の6つの規定等で構成される。

基本規定	: 基本的なルールを定めたもの
キャップ登録手順規定	: 登録をするための手順を定めたもの
キャップデザイン規定	: デザインの構成について定めたもの
キャップ審査規定	: 審査の基準や承認できないものについて定めたもの
競技会でのキャップ使用規定	: 競技会での使用について定めたもの
その他	: キャップデザインの利用及び免責事項
- ③ プール競技用キャップの登録制度を廃止することとした。

プール競技は原則として「レーン」が固定であり、もし類似するキャップであったとしても、テクニカルオフィシャルによるチームの判定は容易である（オーシャン競技のように混在しない）ことから、チームの全員が同一のデザインであることを前提に、登録制度を無くす。よって、今後のキャップ登録は「オーシャン競技用」1つとなる。
- ④ 競技用キャップの管理として、登録管理番号制度を用いることとした。

登録管理番号は、ILS 登録のコードをもって運用を行う予定。

Club Register: Club Codes and Caps of the World <https://www.ilsf.org/lifesaving-sport/clubs-register/>
- ⑤ キャップデザインの権利は、当該クラブや当該団体のものである。それに伴って、キャップデザインの利用や免責事項を定めた。

\*新規の規程となるため、対比表は割愛する。別紙「競技用キャップに関する規程」を参照。